

平成 2 2 年 度

指 定 管 理 者 監 査 結 果 報 告 書

高 砂 市 監 査 委 員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者に対する監査

第2 監査の実施期日及び監査の対象

監査実施日 平成24年1月31日（火）

監査の対象 社会福祉法人 あすなろ会 あすなろ学園

第3 監査の範囲

平成22年度における出納その他の事務の執行について監査を実施した。なお、対象における施設の監査も併せて行った。

第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約、財産管理、施設管理等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

対象団体に対し事業報告書の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、質疑を行い、財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類等の関係書類の検査を行った。

第5 監査の結果

監査の結果は以下のとおりであり、監査時に気づいた事項についてはその都度口頭で指示したところである。

監査の結果、一部において検討すべき事項が見受けられたが、予算の執行、収入、支出、契約、財産管理その他の事務についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。今後とも事務の執行に当たっては、厳しい財政下であることを十分認識され、職員一人ひとりが強いコスト意識を持って対応されたい。

また、毎年継続して行う事務事業については、前例踏襲によることなく無駄をなくしてさらなる事務の適正化、効率化を図られたい。

最後に監査委員の意見として、①財産目録及び貸借対照表において、固定資産のその他の固定資産の土地については、基本財産（基本金）に入れるべきである。理事会の決定事項であるならば、平成23年度決算から修正されたい。②将来的に安全で安心して利用していただくための支援体制の充実を図られたい。③保護者会及び関係機関並びに近隣住民の理解を得られることを期待するものである。